

気候変動適応法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響とすること。

2 「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安

定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることとする。 (第二条関係)

三 国の責務

1 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第三条関係)

四 地方公共団体の責務

1 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、1の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第四条関係)

五 事業者の努力

事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(第五条関係)

六 国民の努力

国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(第六条関係)

第二 気候変動適応計画

一 気候変動適応計画の策定

1 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する

計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならないものとする。

2 1の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 計画期間

ロ 気候変動適応に関する施策の基本的方向

ハ 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項

ニ 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

ホ 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項

ヘ 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

ト 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

チ 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

リ 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項
（第七条関係）

二 気候変動適応計画の変更

政府は、最新の四の気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならないものとする。

(第八条関係)

三 評価手法等の開発

政府は、気候変動適応計画の変更に関する検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

(第九条関係)

四 気候変動影響の評価

1 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならないものとする。

2 1の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関

の長と協議しなければならないものとする。

(第十条関係)

第三 気候変動適応の推進

一 研究所による気候変動適応の推進に関する業務

1 研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行うものとする。

イ 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供

ロ 都道府県又は市町村に対する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助

ハ 三にある地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助

ニ イからハまでの業務に附帯する業務

2 研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人（以下「調査研究等機関」という。）と連携するよう努めるものとする。

3 環境大臣は、研究所に対し、1に掲げる業務に関し必要な助言を行うことができるものとする。

二 地域気候変動適応計画

都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

(第十二条関係)

三 地域気候変動適応センター

1 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（以下「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(第十三条関係)

四 気候変動適応広域協議会

1 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができるものとする。

3 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理するものとする。（第十四条関係）

五 関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。（第十五条関係）

第四 補則

一 観測等の推進

国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。

(第十六条関係)

二 事業者及び国民の理解の増進

国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。

(第十七条関係)

三 国際協力の推進

国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

(第十八条関係)

四 国の援助

国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に

資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

(第十九条関係)

五 関係行政機関等の協力

環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができるものとする。

(第二十条関係)

第五 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 施行前の準備

この法律の施行前の準備について定めること。

(附則第二条関係)

三 環境基本法の一部改正

環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を改正し、中央環境審議会がつかさどる事務について

定めること。

(附則第三条関係)

四 国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正

国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）の一部を改正し、研究所は、第三の一の1に掲げる業務を行うものとする。

(附則第四条関係)

五 検討

この法律の検討について定めること。

(附則第五条関係)